

栗石町森林整備計画

(案)

〔 計画期間 自 令和 8年 4月 1日
至 令和18年 3月31日 〕

岩 手 県

栗 石 町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	2
3	森林施業の合理化に関する基本方針	6
II	森林の整備に関する事項	7
第 1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	7
1	樹種別の立木の標準伐期齢	7
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	7
3	その他必要な事項	9
第 2	造林に関する事項	10
1	人工造林に関する事項	10
2	天然更新に関する事項	11
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	13
4	森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	14
5	その他必要な事項	14
第 3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	16
1	間伐の定義	16
2	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	16
3	保育の種類別の標準的な方法	16
4	その他必要な事項	17
第 4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	19
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	19
2	木材等生産機能維持増進森林の区域及び当該区域内における施業の方法	21
3	その他必要な事項	21
第 5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	23
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	23
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	23
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	23
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	23
5	その他必要な事項	24

第 6	森林施業の共同化の促進に関する事項	25
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	25
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	25
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	25
4	その他必要な事項	25
第 7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	26
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	26
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	27
3	作業路網の整備に関する事項	27
4	その他必要な事項	29
第 8	その他必要な事項	30
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	30
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	31
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	32
III	森林の保護に関する事項	33
第 1	鳥獣害の防止に関する事項	33
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	33
2	その他必要な事項	33
第 2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	33
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	33
2	鳥獣による森林被害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く）	35
3	林野火災の予防の方法	35
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	35
5	その他必要な事項	35
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	36
1	保健機能森林の区域	36
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	36
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	36
4	その他必要な事項	36
V	その他森林の整備のために必要な事項	37
1	森林経営計画の作成に関する事項	37
2	生活環境の整備に関する事項	37
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	37

4	森林の総合利用の推進に関する事項	38
5	住民参加による森林の整備に関する事項	38
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	39
7	その他必要な事項	39

別表 1

別表 2

別表 3

(附) 参考資料



今回の事前確認では省略

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

雫石町は、東経 140 度 47 分から 141 度 04 分、北緯 39 度 31 分から 39 度 53 分にあり、県都盛岡市の西方 16 キロメートルの地点に位置し、岩手県の中西部奥羽山系の山脈に囲まれた東西 24 キロメートル、南北 40 キロメートルの典型的な盆地を形成する総面積 608.82 平方キロメートルの町である。地形は、北部から西部へ連なる岩手山、裏岩手連峰、烏帽子岳・駒ヶ岳連峰の 1,400 メートルから 2,000 メートル級火山群からなる「奥羽山系」の山脈に囲まれ、その中央部に耕地がある。耕地はおおむね北西より東方に傾斜し、山麓地帯において階段状をなしている。地域内を流れる河川は、竜川、葛根田川、南畑川の河川があるが、これらの河川は地域東方において合流し、雫石川となり東方盛岡市へと流下している。地質は、岩手山を中心とする火山活動によって大きく 3 つの方向から作用を強く受けた痕跡があり、このことが土壌の肥沃性を大局的に支配している。主として西南地区に凝灰岩を岩種として構成している第三紀層が広く見られ、洪積層が大部分を被覆している。岩手山に接近している北東部は火山層地帯であって諸々に溶岩の点在が多く、火山灰が北東に厚く南西に薄く被覆している。沖積地は、各河川の流域に発達している。土性は岩手山による火山灰の影響を強く受けており非常に腐植に富んだ土壌が分布している。

総面積のうち、森林面積は 48,770 ヘクタールと全体の 80.1% を占めており、うち国有林が 31,786 ヘクタールで、ほかは民有林となっている。民有林は 16,984 ヘクタールで、その構成は私有林 13,552 ヘクタール、県有林 636 ヘクタール、町有林 1,194 ヘクタール、財産区有林 1,602 ヘクタールとなっている。

人工林の大部分は戦後造林したものであり、6 齢級（30 年生）以下が 9.8%、7～8 齢級（31～40 年生）が 7.8%、9～10 齢級（41～50 年生）が 8.7%、11 齢級（51 年生）以上が 73.7% を占める。生育途上にある若齢林の保育、間伐といった施業はもちろんであるが、高齢級林相の整備促進も重要な課題であり、除間伐材の利用や伐採適期の主伐の促進を図るなど森林資源の有効利用を考慮した適正な管理経営が必要である。また、林業を取り巻く環境は依然として厳しく、林業労働者の高齢化、外材の輸入に伴う地場産材需要の低迷、木材生産コストの増高などから林業経営意欲の減退が見られ、林業生産活動は停滞傾向にある。

一方、森林の持つ公益的機能について、社会全体の関心度が増し、地球温暖化の防止や治山治水機能など環境保全に対する森林が果たす役割とその重要性についての認識が高まりつつある。

松くい虫被害については、平成 25 年に本町において初めて被害が確認され、被害の拡大が懸念されることから、被害木等の感染源の早期発見・早期駆除など、被害拡大の防止を図っていくとともに、重要な森林資源であるアカマツの有効活用方策を検討する必要がある。

また、ナラ枯れ被害については、令和 7 年に本町において初めて発見され、今後の被害の拡大が想定されることから早期くん蒸等による駆除を行う必要があり、周辺地域の監視強化を図りながら関係機関と連携を密にして、被害対策を進めて行かなければならない。

当町は、これまで林業構造改善事業など各種事業を導入し、国産材加工施設や特用林産物加工施設、木工品の展示販売施設、さらには木質バイオマス利用施設、集成材ラミナ材生産施設などを建設し、地域林業の発展に寄与している。今後においても、林業関係者と緊密な連携を図りつつ、森

林施業の共同化、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通、加工に至る一連のサイクルの確立に努める必要がある。

○森林資源の現況

単位 面積：ha, 蓄積：千m³, 人工林率：%

区分 所有別形態	国有林	民有林						合計
		公有林				私有林	計	
		県有林	町有林	財産区有林	小計			
総面積	31,786	636	1,194	1,602	3,432	13,552	16,984	48,770
総蓄積	4,723	186	294	436	916	3,678	4,594	9,317
人工林面積	7,930	548	623	374	1,545	5,547	7,092	15,022
人工林蓄積	1,711	174	294	153	621	2,214	2,835	4,546
人工林率	24.95	86.16	52.18	23.35	44.38	41.98	41.80	30.80

※四捨五入のため、小計が一致しないところがある。

資料 民有林は県森林整備課「令和7年度樹立北上川上流地域森林計画」。国有林は東北森林管理局「令和7年樹立北上川上流国有林の地域別の森林計画」。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

当町の森林資源（国有林含めず）は、人工林率41.8%となっており、利用可能な林齢（26年生以上）に達した森林が人工林・天然林合せて92.4%と、素材の供給能力が高く間伐や主伐を必要とする段階にある。

一方、住民の森林に寄せる期待は、木材等の林産物の供給はもちろんのこと、森林が有する水源かん養、山地災害防止、保健・文化・教育的利用の場の提供、良好な生活環境を保全する機能の発揮に加え、地球温暖化防止機能の発揮や森林の持つ生物多様性の保全の期待が高まるなど、多様化している。このような状況に対応して、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくためには、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営を推進することが重要となっている。

森林の整備にあたっては、森林の有する公益的機能が十分発揮されるよう、保育及び間伐など適切な森林整備を行なうとともに、長伐期施業の導入、針広混交林や広葉樹林への誘導など、多様な森林整備を促進する。

また、森林生態系の恒久的な保全・管理を行なう必要性に鑑み、区分について「水源かん養」、「山地災害防止/土壌保全」、「快適環境形成」、「保健・レクリエーション」、「文化」、「生物多様性保全」、「木材生産」を基本とし、重視すべき機能と森林資源の姿については以下のとおりとする。

機能の区分	森林の姿
水源かん養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能/土壌保	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差

全機能	し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ治山施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育の適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、生長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させ、望ましい森林の姿に誘導するため、適切な森林施業を実施し、より健全な森林資源の維持造成を促進することとする。具体的には、人工林の適時・適切な森林施業の実施、天然林の適切な保全・整備を推進するとともに、立地条件に応じた複層林施業、長伐期施業、天然生林施業等を計画的に実施することにより、多様な森林資源の整備を図ることとする。

路網の整備にあたっては、傾斜等の自然条件、事業量等のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮するとともに、開設にあたっては、森林経営計画作成森林を主たる対象とし、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した整備を進め、伐り捨て間伐から搬出間伐への転換を図っていくこととする。

また、集約化を進める事業者等に対しては、研修の開催や積極的な情報提供等、必要な指導・支援を行い、事業者は森林所有者に対して施業の内容や具体的な収支を明示するなどの提案を行うこととする。

なお、重視すべき機能に応じた森林区分ごとの森林整備及び保全の基本方針については、次のとおりとする。

機能の区分	森林整備及び保全の基本方針
水源かん養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源かん養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進</p>

	<p>することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源かん養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能/土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および会費を図る施業を推進する。また、自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性の高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>住民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、森林の所在する位置、気象条件からみて風害、霧等の気象災害等を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を推進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風に重要な役割を果たしている防風林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能 文化機能	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p>

<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は、多様な生物の育成・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。</p> <p>このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した、適切な保全を推進することとする</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の団地化や機械化を通じた効率的な整備をすることを基本とする。</p>

森林の持つ多面的機能を発揮させるために、多様なニーズに応じた森林資源の整備を推進する必要がある。そのためには、森林を健全な状態に育成し循環利用するため、育成単層林・育成複層林・天然生林それぞれについて森林資源の質的充実を図る。

具体的には、町、林業事業者、森林所有者等が一体となって、計画的に間伐・保育等の森林整備を積極的に進める。

また、地域の自然的、地理的、社会的、経済的、文化的及び歴史的条件を勘案し、旧町村単位に4地区に区分し、各地区の特性を生かした森林資源の整備を推進するものとする。

【雫石地区】

雫石地区は、本町の中心部に位置しており、森林面積は4地区の中で最も少なく、地区内には民間農場では日本唯一の民間総合農場として有名な小岩井農場があり、森林の有効利用と適切な管理が行われている。

また、七ツ森地区にある町有林には、散策道や展望台、野鳥にふれあうさえずりの里などが整備された森林公園があり、町民の憩いの場として利用されていることから、保健・文化・教育的な役割としても重要である。さらに岩手中央家畜市場、清掃センター、火葬場、小学校、リハビリテーションセンターなどの公共施設や住宅団地が森林と接している。

このため、森林の持つ公益的機能を十全に発揮させるため、適正な維持管理を行い、健全な森林の造成に努める。

【御所地区】

御所地区は町の南部に位置し、鶯宿川、南川、矢櫃川などを主流とし、木材生産機能を持つ人工林が多く、その維持増進を図るため、適切な間伐などの保育作業を実施し、森林資源の充実を図る。

また、鶯宿温泉やレジャー施設、町営クロスカントリースキー場「ケッパレランド」などにより観光客が多い地区であることから、人々の心安らぐ森林空間の提供を考慮した森林の管理経営を今後も実施する。

【西山地区】

西山地区は、町北部の岩手山から西部に連なる奥羽山脈の山々があり、葛根田川を含め関連する水系の周辺に存する森林のほとんどが、水源かん養機能を果たしている。また、葛根田川源流部の一部はブナ原生林の保護地域に指定され、適正な維持管理が行われているほか、全国に誇れる3箇所スキー場や日本百名山の一つ「岩手山」に通じる登山道などがあり、森林空間利用として活用されている。

これらの森林の持つ諸機能を高度に発揮させながら適正な管理を実施する。

【御明神地区】

御明神地区は、駒ヶ岳連峰の山々を境に秋田県とも接し、竜川、志戸前川、小志戸前川、赤沢川流域が主体となり、水源かん養機能や山地災害防止機能を果たす森林が多く存する。

この地域は、秋田新幹線が通っているため、その周辺の森林管理や木材搬出などについて特に配慮する必要がある。また、志戸前川は溪流釣りの場所として有名で、同河川には養魚場もあることから、その管理などの支障とならないよう、また、現在志戸前川流域において実施されている大規模な地すべり防止事業との調整も図りつつ森林の維持向上に努める必要がある。

また、広域基幹林道志戸前川線を活用し、適切な伐採、造林、保育（下刈、除間伐等）を実施し森林資源の活用と維持管理に努める。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

適正な森林施業を推進するためには、森林施業の共同化、森林施業の区域の拡大、林業の機械化を図る必要がある、その条件整備を計画的かつ総合的に推進しなければならない。

このため、森林施業の共同化や森林組合への施業委託を積極的に進めるとともに、不在村森林所有者にも森林施業の必要性について啓発を行い、林業事業者の事業量の安定確保を図り、効率的森林施業を推進する。

また、労働強度の軽減、労働生産性の向上を図るため、国の補助事業などにより作業路の整備や地形などの条件に適した機械の導入を積極的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準的伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採林齢及び森林の構成を勘案して次のとおりとする。

地 域	樹 種				
	ス ギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広 葉 樹
雫石町全域	45 年	40 年	35 年	45 年	25 年

注)「標準伐期齢」は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

北上川上流地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、地域の気候、地形、土壌などの自然的条件、森林資源の賦存状況、施業制限の有無および木材需要の動向を勘案し、皆伐、択伐等の伐採方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法について、次の事項を指針として標準的な方法を定めるものとする。

また、主伐の際は、以下の方法に加え、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とする。

皆伐： 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

人工林の皆伐に当たっては、資源の保続、齢級構成の平準化に向けて再造林等が確実に見込まれる場所で行うものとする。

択伐： 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(1) 森林を伐採する際には、森林の多面的機能の維持増進を図るため1箇所あたりの伐採面積を

現地の地形等状況に応じた面積とするともに、伐採箇所の分散、帯状や群状といった伐採方法の多様化、伐期の長期化を図るものとする。伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、保護樹帯を積極的に設置することにより、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等を図るものとする。

伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとする。

- (2) 伐採後に発生する不要な端材や枝条は林地に還元することを基本とするが、大雨の際に下流に被害を与えるおそれがあることから、溪流敷においては溪岸の侵食高、植生の生育範囲等から推定される最大水位高からさらに2 m程度の余裕高をもって溪流敷外へ搬出する。

- (3) 皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとし、伐採跡地が連続することがないよう適切な伐採区域の形状、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

人工林の皆伐に当たっては、資源の保続、齢級構成の平準化に向けて再造林等が確実に見込まれる場所で行うものとする。

天然林の皆伐に当たっては、気候等の自然的条件、一般的な林業技術及び所有者の森林経営状況からみて、伐採後に人工林の造成が確実な森林、または天然下種更新が確実に見込まれる森林やぼう芽による更新が確実と見込まれる森林で行うものとする。また、伐採後の更新を天然下種更新とする場合には、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮する。ぼう芽更新の場合には、優良なぼう芽を発生させるため、できるだけ11月から3月の間に伐採するものとする。

- (4) 択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(5) 伐採作業方法（施業）別の主伐時期等の目安は、次のとおりとする。

伐採作業の方法		樹 種	主伐時期の 目安（年）	伐区の設定方法等
択 伐	単木択伐作業	スギ アカマツ カラマツ 有用広葉樹	90以上 80以上 70以上 100以上	伐採率は30%以下
	群状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	90以上 80以上 70以上	1伐区20m×20mで 4箇所/ha程度以内
	帯状択伐作業	スギ アカマツ カラマツ	90以上 80以上 70以上	伐採幅は高木の樹 高程度以内
皆 伐	長伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ケヤキその他有用広葉樹	90以上 80以上 70以上 100以上	伐区の大きさは、土 砂の崩壊、流出に伴 い下流域に被害を 及ぼすおそれがな い程度とする。
	短・中伐期作業	スギ アカマツ カラマツ ナラ類	50～65 45～60 40～55 25～30	

(6) 森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

3 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

花粉の発生源となるスギ等の人工林については、伐採・植替え等を促進する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨として、立地条件、地域における造林種苗の需要動向及び木材の利用状況等を勘案して次のとおりとする。

なお、苗木の選定にあたっては、成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めるものとする。

区 分	樹 種 名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、アカマツ、カラマツ、造林実績のある有用広葉樹	

上記以外の樹種を植栽しようとする場合には、適地適木を旨とし、林業普及指導員又は町の林務担当部局と相談の上、行うものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種の植栽本数については、次の植栽本数を標準とし、自然条件や既往の植栽本数等を勘案して定めるものとする。

なお、植栽にあたっては、施業体系や生産目標の多様化を考慮し、現地の状況に応じた柔軟な植栽本数の選択について配慮するものとする。

樹 種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	疎	1,000	左記の標準的植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、確実な更新が図られるよう、林業普及指導員等の指導を受けて行うものとする。 また、複層林化や混交林化を図る森林では、疎仕立ての本数に下層木以外の立木の伐採率(樹冠占有面積又は材積による率)を乗じた本数以上の植栽本数となるように配慮することとする。
	中	3,000	
	密	4,000	
アカマツ	疎	2,800	
	中	4,000	
	密	5,000	
カラマツ	疎	1,000	
	中	2,500	
	密	3,000	

イ その他人工造林の標準的な方法

その他必要な事項について以下のとおり定める。

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	全面地ごしらえ、筋地ごしらえ、坪地ごしらえの方法の中から、支障となる植生の状況、地形、気象等の立地条件、対象物の量、更新の目的等に応じ最も適切なものを選択し行うものとする。 なお、地ごしらえの際に、溪流敷内に林地残材・枝条等を放置しないよう留意するとともに、大雨で流されないよう杭木によりしっかり固定することとする。
植付けの方法	作業対象地の気象条件や土壌条件、苗木の特性・形状に応じ、活着及び植栽後の生育に最も有効とされる方法で適期に行うものとする。
植栽の時期	植栽は、あまり暑くない春又は秋に行うものとする。 春植え：樹木が成長を始める前（4月上旬～5月下旬頃まで）に行う。 秋植え：落葉期から降霜（10月上旬～11月中旬頃）までの間に行うこととする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の持つ公益的機能の維持のため、森林の早期回復を目指し次のとおりとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。

伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採の方法	伐採跡地の人工造林をすべき期間
皆 伐	伐採が終了した日を含む年の翌年の初日から起算し、2年以内
択 伐	伐採が終了した日を含む年の翌年の初日から起算し、5年以内

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新の対象樹種や標準的な方法等は、岩手県が定めた「天然更新完了基準（技術指針）」（平成20年4月23日付け森整第91号）により、次のとおりとする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹（高木性）
ぼう芽による更新が可能な樹種	ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法について、気象その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を定める。

天然更新を行う際には、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新すべきものとする。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さは、30cm以上とする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数（本/ha）
全ての針葉樹、ホオノキ、クリ、ナラ類、カエデ類、ミズキ、ハリギリ、サクラ類、ケヤキ、クルミ類、ブナ、将来樹冠を形成する広葉樹（高木性）	6,500

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新を行う場合、ぼう芽の優劣が区分できる時期(ぼう芽発生後4～7年目頃)に、一株あたりの仕立て本数2～5本を目安として行う。

ウ その他天然更新の方法

天然更新完了の判断基準は、林地全域（概ね6割以上）に、将来樹冠を形成する高木性の樹種で、樹高が概ね30cm以上の後継樹の密度が、2000本/ha以上で発生している状態とする。

$$2,000\text{本/ha} \div 6,500\text{本/ha} \times 3/10$$

更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間について、当該伐採が終了した日を含む年の翌年の初日から起算して伐採後5年以内とし、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るものとする。

(4) 更新完了基準

ア 後継樹は、更新対象樹種のうち樹高がおおむね30cm以上の稚樹、伐採時に残置した若齢木、ぼう芽枝等とする。

イ 完了した状態は、後継樹の密度がおおむね1haあたり2,000本以上であることとする。

ウ 上記イの条件を満たす面積の割合が対象地全体のおおむね6割を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助の作業を実施すること。

エ 上記イの条件を満たす場合であっても、獣害等により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施すること。

(5) 事業主体による更新調査の方法

ア 更新調査の時期は、伐採後おおむね5年経過時点とする。

イ 調査の方法は、原則として標準地調査とする。

ただし、現地が明らかに更新完了基準を満たしていると判断される場合は目視による確認のみで良いこととする。この場合は野帳に現地の写真を添付し、保管する。

(ア) 1箇所あたりの標準地の大きさは、5m×4mとする。

(イ) 標準地の数は、天然更新対象地全体が把握できるよう、下記を目安として現地の状況に応じて決定する。

天然更新対象地面積	1 ha 未満	2 箇所以上
	1 ha 以上 5 ha 未満	3 箇所以上
	5 ha 以上	5 箇所以上

(ウ) 標準地は、現地の状況を把握するうえで平均的と見られる箇所を選択する。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

森林の多面的機能を維持するため主伐後の適確な更新を確保することを旨とし、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況のほか、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況並びに森林の有する機能の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、下記基準を全て満たす森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として、植栽による更新を図ることとする。

ア 現況が針葉樹人工林である森林

イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林やアカマツ林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在しない森林

ウ 林床に更新樹種が存在しない森林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森 林 の 区 域		備 考
位 置	林班・小班・施業番号	
該当なし		

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を次のとおりとする。

最大立木本数 (本/ha)	備考
6, 500	

最大立木本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)が更新すべき本数である。

$$2,000\text{本/ha} \div 6,500\text{本/ha} \times 3/10$$

5 その他必要な事項

(1) 再造林の促進

針葉樹人工林の資源の保続、齢級構成の平準化に向け適地適木を基本としながら再造林を積極的に促進する。

なお、近年需要が高まり、将来の資源の枯渇が懸念されるカラマツについては、造林を奨励し資源の確保を図る。

(2) 低コスト造林の導入

造林コストの低減に向け、伐採と再造林との一連作業の実施を進めるとともに、植栽に当たっては低密度の植栽について取組を進め、その後の保育・間伐コストの低減を図る。

(3) 松くい虫被害抵抗性アカマツ品種の導入

アカマツの人工造林にあたっては、松くい虫被害抵抗性アカマツ品種を奨励する。

(4) 広葉樹資源の持続的利用

製紙用チップやしいたけ、木炭の原木供給を行っている広葉樹の天然更新は、適期・適齢の更新を継承するとともに、林地保全等環境に配慮した施業を促進する。

(5) 花粉の少ないスギ品種の導入

スギの人工造林にあたっては、花粉の少ない品種の導入を検討する。

(6) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐の定義

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹幹疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うことをいう。

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、森林計画区の標準的な森林の立地条件、既往の間伐の方法を勘案し、立木の生育促進、森林の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、方法等を次のとおりとする。また、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意することとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	間伐の時期の目安	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）					標準的な方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	間伐の実施時期は上層木の隣接する枝葉が重なりはじめて3年以内を目安とする。	19	25	33	46		間伐の方法は、原則として岩手県民有林林分密度管理図を利用する。
アカマツ		17	21	27	36	51	
カラマツ		16	21	29	48		

3 保育の種類別の標準的な方法

保育の作業種別の標準的な方法については、立木の生育促進及び森林の健全化を図ることを旨とし、次のとおりとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢および回数																標準的な方法
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	
下刈	スギ	1	1	1	1	1												造林木の高さが雑草木の丈の1.5倍程度になるまで行う。 実施期間は雑草木の成長が最盛期となる直前とし、6月～7月をめぐとする。
	アカマツ	1	1	1	1	1												
	カラマツ	1	1	1	1	1												
つる切	スギ							1				1						下刈り終了後3年～4年を目安に、つる類の繁茂が著しいところにおいてつる切りを実施する。
	アカマツ						1			1								
	カラマツ						1			1								
除伐	スギ								1					1				林分が開闢を始める段階で、造林木の成長を阻害している侵入広葉樹などの除去を行う。なお、自然条件、林木相互の配置状況によって方法・程度を考慮する。
	アカマツ							1								1		
	カラマツ									1						1		
枝打	スギ											1					1	樹木の生長が止まる秋～冬にかけて行う。ただし、切り口が凍結する厳冬期は避ける。

長伐期施業については、標準伐期齢までは、間伐及び保育の標準的な方法によるものとし、それ以降は立木の収量比数を勘案しながら、定期的間伐を繰り返すものとする。

なお、標準的な方法による間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林については、生育状況の差異等に応じた間伐又は保育を行うものとする。

- (1) 間伐及び保育を行う際には林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条を集積し、溪流敷きに放置しないなど、災害の防止に努めるものとする。
- (2) 森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図り、利用間伐の拡大を促進するものとする。
- (3) 猛禽類の生息が確認されている地域においては、生息環境の確保のための列状間伐を導入するなどの配慮をするものとする。
- (4) 地球温暖化防止や循環型社会の形成に向けて、間伐で生じた未利用材等の木質バイオマス利用促進に努めるものとする。

4 その他必要な事項

- (1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。
- (2) 平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満(4 齢級～標準伐期齢)では10年、標準伐期

齡以上(標準伐期齡～11 齡級)では 15 年とすることとし、これに基づいて選び出した「計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林」の所在等は、参考資料(5)のとおりとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮させるための森林施業を推進すべき森林の区域について、国は以下のとおり示している。

- ・ 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「水源かん養機能維持増進森林」とする）
- ・ 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」とする）
- ・ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「快適環境形成機能維持増進森林」とする）
- ・ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「保健文化機能維持増進森林」とする）
- ・ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、「木材等生産機能維持増進森林」とする）

この区分により、重視すべき機能に応じた森林整備及び保全を図ることとする。

岩手県における森林の機能区分は「生態系保全森林（悠久の森）」、「生活環境保全森林（ふれあいの森）」、「県土水源保全森林（ほぜんの森）」、「資源循環利用森林（循環の森）」の4タイプとなっている。

国が示す公益的機能別施業森林等との関連は、「保健文化機能維持増進森林」を「生態系保全森林（悠久の森）」に、「快適環境形成機能維持増進森林」を「生活環境保全森林（ふれあいの森）」に、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」と「水源かん養機能維持増進森林」を併せ「県土水源保全森林（ほぜんの森）」に、「木材等生産機能維持増進森林」を「資源循環利用森林（循環の森）」となる。

(1) 水源かん養機能維持増進森林

ア 区域の設定

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源かん養機能が高い森林とし、当該森林の区域を別表1(1)により定める。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

また、当該森林の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、別表2(1)により定める。

森林の伐期齢の下限

区域	樹 種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
雫石町全域	55年	50年	45年	55年	35年

- (2) 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林又は保健文化機能維持増進森林その他水源かん養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

① 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能/土壌保全機能が高い森林等

当該森林の区域を別表1(2)により定める。

② 快適環境形成機能維持増進森林

日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

当該森林の区域を別表1(3)により定める。

③ 保健文化機能維持増進森林

住民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等

当該森林の区域を別表1(4)により定める。

イ 施業の方法

上記アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を行う。

上記アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を行う。

上記アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を行う。特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹(以下「特定広葉樹」という。)を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林とし、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。

ただし、適切な伐区形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐を行う伐期齢の下限について、標準伐期齢

のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

また、アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを、当該推進すべき森林施業ごとに別表2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種				
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
雫石町全域	90年	80年	70年	90年	50年

2 木材等生産機能維持増進森林

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1(5)に定める。

なお、木材等生産機能維持増進森林のうち、林地生産力及び施業の効率性が特に高いと認められる森林を「特に効率的な施業が可能な森林」とし、当該森林の区域を別表1(6)により定める。

また、木材等生産機能維持増進森林の区域が公益的機能別施業森林と重複する場合は、公益的機能の発揮に支障がないように定めることとする。

(2) 森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の皆伐後は、原則として植栽による更新を行うこととする。

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

個人所有の森林は、所有規模の零細性や財産保持的所有形態、森林・林業を取り巻く厳しい状況から、間伐等の森林施業がなかなか進まない状況にある。そのため、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人等が、公益的機能別施業森林の対象森林において、森林所有者等及び森林の土地の所有者と施業実施協定を締結し、森林の整備・保全活動を行うことができる。

施業実施協定に基づき森林施業を実施する特定非営利活動法人等は、森林経営計画策定等必要な要件を満たせば、補助事業の事業実施主体になり得ることから、補助事業の活用のPR、合意形成への支援を行いながら、施業実施協定の締結に向けて働きかけていく。

(2) その他

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

林業・木材産業関係者の合意形成及び国有林と民有林の緊密な連携を図りつつ、森林施業の共同化、森林経営管理制度の活用促進、林業の担い手育成、林業機械の導入、地域材の流通・加工体制の整備等、生産から流通加工に至る一連の条件整備を計画的かつ総合的に促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等に代わって地域の効率的な森林経営を推進するため、森林組合等による森林経営計画の作成を促進する。その際、低コスト施業や路網整備にかかる研修等の実施や集約化に必要な情報の提供及び助言・あっせん等の積極的な支援を行う。

なお、不在村森林所有者の多い地域にあつては、当該所有者に対する普及啓発活動を強化し、集約化の確保に努める。

「岩手県意欲と能力のある林業経営体」など、長期にわたり持続的な林業経営と適正な森林管理を実現できる経営体による施業集約化や長期施業受委託を活用する。

また、長期の施業等の委託が円滑に進むよう森林関連情報の提供や森林経営計画作成等による施業集約化を担う森林施業プランナーの育成など、支援体制の整備に積極的に努めることとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が、森林の経営を委託する場合は、森林の経営の委託を受ける者との契約において、立木竹に係る使用収益、森林の保護等森林の経営の受委託の内容を明らかにするよう留意のこと。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 基本的な考え方

森林の現況把握や森林整備の促進を図るため、森林環境贈与税を活用して、航空レーザー計測を実施し、森林資源解析を進め、情報の精度向上を図り、取得したデータから、CS立体図の作成等により、過去の搬出道の把握に努め、採算ベースに合うような森林とそうでない森林をより明確に分類し、地形状況や崩壊箇所も併せて把握して森林経営計画の策定等につなげて、今後の森林整備に活用していくことを基本とする。

(2) 活用にあつての考え方

森林経営計画について、当町には、森林組合の区域計画として3計画（西山雫石・御明神・御所）を作成し、5年毎の更新を繰り返しながら実行しているところであり、今後もこの経営計画を拡大して充実させて行くとともに、森林管理制度の活用を同時に進めより良い森林管理につなげていく考えである。

また、私有林整備のためには、整備を推進する各種補助事業も重要であり、これまで国や県の補助事業の嵩上げ補助で対応していたところであるが、林業の現場ではまだまだ不十分なものも少なくない。そこで当町では、作業道の修繕等において新たな補助事業対象区分を新設し、令和7年度より、取り組んでいるところである。私有林所有者に対する負担金の軽減と森林整備への意欲と関心を高めて町内の森林整備の一助となるように進めているところである。

このように新たな森林管理制度の一部を合理的に活用するべく、森林環境贈与税の利用により、私有林の現状を把握し、森林経営計画制度と上手く組み合わせながら「意欲と能力のある林業経営体」との連携や育成を図るとともに森林施業の集約化を実施し、必要に応じて森林経営実施権を林業事業体に設定することも検討しながら、私有林の森林経営の推進を図るものである。

5 その他必要な事項

なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

当町は、総保有山林5ヘクタール未満の小規模所有者の割合が8割以上を占め、ほとんどが他産業との兼業となっており、森林所有者が細々と森林施業を実施しているが、ほとんどが森林組合など林業事業体に委託している状況である。

適切な森林整備の強化や林業経営の意欲の向上に資するうえで、森林施業の共同化を進め、町や森林組合等による地域協議会などの開催、普及啓発活動の促進等を通じて森林所有者間の合意形成に努めるとともに、森林組合への委託や森林所有者等の共同による森林経営計画の作成等により、施業の確実な実施を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

適正な施業を実施するため、複数の森林所有者が共有する生産基盤施設の維持管理、資源構成が類似する林分や隣接する区域等において、施業の共同化、施業実施協定の締結、森林組合をはじめとする林業事業体への施業委託の促進を図る。

また、合理的な施業に必要な林内作業路については、森林所有者が相互に協力して維持管理に努めるよう指導する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的な施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- (2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。
- (3) 共同施業実施者の一部が(1)又は(2)により明確した事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせまたは森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。
- (4) 作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施すること。
- (5) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網の開設については、Iの2に定める「森林整備の基本方針」の実現を図るため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮したものとする。

開設にあたっては森林経営計画作成森林等を主体に、効率的な森林施業や木材を輸送する車両の大型化等への対応を踏まえた整備を進めることとする。

路網開設の際は、下表「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」を目安として林道（林業専用道も含む。以下同じ。）及び森林作業道を利用形態や地形・地質等に応じ適切に組み合わせ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

また、小動物が自力で脱出できる構造を有する側溝の設置や在来植生による緑化などにより、自然環境の保全に配慮しながら、森林の形態、森林整備状況等の諸条件、地元からの要望などを踏まえたうえで、地域の将来を見据えた整備を推進する。

なお、ここで言う路網とは、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」を指す。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地(0° ~15°)	車両系作業システム	110 以上	30 以上
中傾斜地(15° ~30°)	車両系作業システム	85 以上	23 以上
	架線系作業システム	25 以上	23 以上
急傾斜地(30° ~35°)	車両系作業システム	60 (50) 以上	16 以上
	架線系作業システム	20 (15) 以上	16 以上
急峻地(35° ~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注1 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所適用すること。また、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

3 「車両系作業システムとは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

4 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域は、林班ごとに傾斜、木材等生産機能、路網整備の現状等を勘察し、基幹路網整備と併せた効率的な森林施業を推進する区域を設定する。

路網整備等推進区域

上段：整備前 下段：整備後

区域名	林班	区域面積 (ha)	路網延長 (m)				路網密度 (m/ha)	対図 番号
			計	林道	林業 専用道	森林 作業道		
該当なし								

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整整第602号林野庁長官通知）、岩手県林業専用道作設指針（平成23年11月21日森保第872号）に則り、適切な規格・構造の路網の整備を進める。

イ 基幹路網の整備計画

当町の森林は、戦後からの積極的な人工造林の推進により造成された森林が多く、着実に資源は充実化してきており、現在、主伐期や間伐期となっている森林が多くあり適正な森林施業を行う必要がある。このため、森林施業を効率的かつ計画的に推進し、生産コストの軽減を図るため、林道を補完する作業路などの基盤整備が必要である。

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	(延長 及び箇所数)	(利用 区域面積)	うち前半 5年分	対 図 番 号	備 考
開設	自動 車道	林道	雫石町 鶯宿	夜明沢	2.50	206		①	
開設		林道	雫石町 南畑	小杉沢	1.50	141		②	
開設計				2路線	4.00				
拡張 (改 良)		林道	雫石町 御明神	小志戸前川	0.01	684	○	③	
拡張計					1路線	0.01			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日 8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成23年4月8日森整第27号）に則り、継続的な使用に供する森林作業道の開設を推進する。

森林作業道開設にかかる留意点については、次のとおり。

森林作業道は、目標とする森林づくりのための基盤であり、森林施業の目的に従って継続的に利用していくものであるから、対象区域で行っていく森林施業を見据え、適切な路網計画の下、安全な箇所効果的に作設していかなければならない。

路線は、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組合せに適合し、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置する。

なお、地形・地質、気象条件はもとより、水系や地下構造を資料等により確認するとともに、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況なども考慮する。

このほか、次の点に留意し、路線計画を立案する。

- ・ 路線選定に当たっては、地形・地質の安定している箇所を通過するように選定する。また、線形は地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。
- ・ 林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法、介在する人家、施設、水源地などの迂回方法を適切に決定する。

- ・ やむを得ず破砕帯などを通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土及び簡易な工作物などを適切に計画する。
- ・ 潰れ地の規模に影響する幅員やヘアピンカーブの設置を検討する場合は、森林施業の効率化の観点だけでなく小規模森林所有者への影響に配慮する。
- ・ 造材、積み込みなどの作業や、待避、駐車のためのスペースなど、作業を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。
- ・ 作設費用と得られる効果のバランスに留意する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）、岩手県森林作業道作設指針（平成23年4月8日森整第27号）に基づき、継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

- (1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施すべきものとする。
- (2) 森林の整備のために必要な、山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備等については、国有林施設との連携も考慮に入れつつ森林整備の時期に合わせ必要とされる場所を選定し随時整備する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

当町は、若年層の労働力流出が続くなか、木材価格の長期低迷により林業を取り巻く環境が依然として厳しいこと、賃金や社会保障制度をはじめとする労働条件などが他の産業と比較して遅れていること、安定した現金収入が見込めないことなどにより、専門林家の激減や森林組合などの林業事業体への新規就労者の減少で林業従事者の減少と高齢化が更に進行している。

林業従事者の養成及び確保のため、安定的な事業量の確保、施業方法の合理化による生産コスト等の低減、他産業並みの労働条件の確保など、林業経営の安定化と体質強化の改善を図るとともに、林業に関する専門的技術や各種資格の取得に係る研修を推進し、基本的な林業従事者の養成に努める。

(1) 林業労働者の育成

林業労働者の育成及び若年労働者の新規参入を促進するため、労働条件や社会保障制度等の改善、各事業体や県等の関係機関が実施する研修会等への参加による専門的な技能・技術の習得を促進し林業従事者の育成に努める。

(2) 林業後継者等の育成

林業後継者の育成のため、林業技術の向上等のための施設の整備、林業経営の研究などを行う林業研究グループの結成及び養成、各種研修会等への積極的な参加の働きかけ、地域林業の中核リーダーの育成などに努める。

また、若年層を対象とした林業体験学習等を実施し、林業に対する意識改革や森林の持つ公益的機能の理解など、啓蒙普及活動を積極的に図る。

(3) 林業事業体の体質強化方策

長年にわたる持続的な森林経営の実現に向けて、ICTを活用した森林管理の省力化と、森林施業の集約化による事業の安定的確保や生産性の向上などにより、「岩手県意欲と能力のある林業経営体」等の経営力強化を図る。

安定的な事業量の確保、林業機械の導入による施業方法の合理化を促進し、林業経営の安定化及び低コスト生産の実施による体質の強化を図る。

また、林業事業体の安定的発展を図るため、県、町、関係団体との連携の強化、受委託施業の推進など経営基盤の確立を促進する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの普及・定着を促進するとともに、ICTの活用等により、木材の生産管理の効率化に努める。

また、傾斜等の自然条件や路網の整備状況等、地域の特性に応じて効率的な作業システムを展開できる技術者の養成を計画的に推進する。

林業事業体を主体に林業構造改善事業など諸施策事業を活用し、プロセッサなど大型機械の導入が進みつつあるものの、総保有山林5ヘクタール未満の小規模所有者の割合が8割以上を占めており、大型機械を導入した場合、それに見合うだけの安定的な事業量の確保が難しいなどの理由から依然小型機械が主体であり、機械化は立ち遅れている状況にある。

使用している機種としては、保育、地拵えや除間伐などはチェーンソーや刈払機を使用し、伐倒造材は、チェーンソーとグラップルによる作業が行われ、小型トラクター等林内作業車により搬出されている。特に、搬出作業については、広大な森林面積を有しているにもかかわらず、作業規模が小さく分散していることと、作業路網が未整備であることから、一部トラクターを使用しているものの、人力に依存する度合いが依然として高い。

しかし、当地域の林業を取り巻く環境や諸条件を改善し、木材の安定的な供給を図り、地域林業の振興を促進するためには、木材需要の動向を的確に把握し、森林施業にかかる作業体系を確立する必要がある。

については、労働安全性能向上・作業強度の軽減により林業就業者の減少及び高齢化に対応するとともに、作業経費の軽減により作業生産性の向上を図るため、各種高性能林業機械の導入について、各種研修や既に導入された地域における利用状況などを考慮し、その有利性を認識し、知識の習得と向上に努めながら、新たな林業機械化システムの普及とオペレーターの養成などを積極的に行い、地域の産業として自立し得る林業の確立のため、地形や作業条件などに適した高性能林業機械の導入を促進する。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状	将 来
伐倒 造材 搬出	大規模 緩傾斜地	チェーンソー（伐倒） プロセッサ（造材） 小型運搬車、トラクター、 フォワーダ（搬出）	ハーベスタ（伐倒・造材） 大型フォワーダ（搬出）
	大規模 急傾斜地	チェーンソー（伐倒・造材） 集材機（搬出） プロセッサ（造材）	チェーンソー（伐倒） 大型タワーヤーダ（搬出） プロセッサ（造材）

伐倒 造材 搬出	小規模 緩傾斜地	チェーンソー（伐倒） プロセッサ（造材） 小型運搬車，小型トラクター， フォワーダ（搬出）	チェーンソー、ハーベスタ（伐倒・造材） プロセッサ（造材） スキッド、フォワーダ（搬出）
	小規模 急傾斜地	チェーンソー（伐倒・造材） スイングヤード（搬出） プロセッサ（造材）	チェーンソー（伐倒） 小型タワーヤード， スイングヤード（搬出） プロセッサ（造材）

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用促進のための施設整備については、県、町、森林組合等の関係機関が連携を取りながら、地域材の生産から流通、加工に至る一連の条件整備を、計画的かつ総合的に促進する。

また、チップボイラーなど木質バイオマス利用施設の整備を推進することにより、未利用木材の利用促進に取り組むものとするもののほか、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設などの整備計画

施設の種類	現状			計画			備考
	位置	規模	対図 番号	位置	規模	対図 番号	
製材工場	西安庭	100～200 kWh	△ 1	計画なし			大 図 製材所
集成材（ラミナ 材生産）施設	長山夫婦石	200 k w h 以上	△ 2	”			株式会社 川井林業

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

クマ等の錯誤捕獲防止の観点から、銃器による捕獲を実施する。

2 その他必要な事項

森林組合等の林業従事者を通じ被害状況の把握を行い、森林所有者への助言・指導を行う。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策について、松くい虫やカシノナガキクイムシによるナラ枯れ等の森林病虫害被害の拡大を防止するため、総合的かつ計画的に被害対策を推進する。

被害対策の推進に当たっては、森林所有者や地域住民等の理解と防除活動への協力・参加が得られるよう、普及啓発に努めるものとする。

ア 松くい虫被害対策の方針

被害状況に応じた地域区分毎の対策の方針は次のとおりとする。

地域区分	被害状況	対策の方針
未被害地域	被害がない地域	適期・適切に除・間伐を実施し、被害の侵入を未然に防止する
先端地域	被害発生地域の先端に位置し、被害が微弱な地域	繰返し完全駆除を行い、被害の再発を完全に阻止する
隣接地域	先端地域と高被害地域の間中に位置し、発生区域が限られ被害量が増加しつつある地域	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は感染源の駆除を行うとともに、樹種転換を積極的に推進し未被害地域への伝播を防ぐ
高被害地域	被害の発生が長期にわたり被害量が特に多く、区域的にも拡散している地域	重要松林の保全に重点を置き、その周辺は樹種転換を積極的に推進し被害の分断化を図る

(7) 松林機能区分に応じた効果的な被害対策の実施

被害対策の実施にあたっては、松林機能に応じた適切な防除方法を選択して、効果的な被害対策に努めるものとする。松林機能区分毎の防除方法は次のとおりとする。

機能区分	松林機能	防除方法
高度公益機能森林	保安林として指定された松林及びその他公益機能が高い松林であって他の樹種からなる森林によってはその機能を確保することが困難な松林であって、各般の防除措置を徹底し、	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆

	将来にわたって松林として保全すべき松林	除)、衛生伐等森林整備
被害拡大防止森林	松くい虫の被害対策を緊急に行わないとすれば、当該松林の被害が高度公益機能森林又は未被害地域の松林に著しく拡大すると認められる松林であって、樹種転換を推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）
地区保全森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、高度公益機能森林への拡大を防止する措置を実施することが適当な松林であって、高度公益機能森林の周辺の松林で、一定のまとまりをもって保全を図ることが必要かつ可能な松林	予防（特別防除、地上散布、樹幹注入）、駆除（伐倒駆除、特別伐倒駆除）、衛生伐等森林整備
地区被害拡大防止森林	岩手県地区防除指針に定める自主防除措置を推進すべき松林のうち、地区保全森林以外の松林であって、地区保全森林の周辺で樹種転換を計画的に推進することを基本とし、樹種転換が完了するまでの間は暫定的に駆除措置等を実施する松林	樹種転換等森林整備（伐倒駆除等）

(イ) 松林の健全化

被害が微少な松林において、被害木の駆除とあわせ被圧木、雪害木等の不用木及び枯れ枝等感染源の徹底除去と処理（衛生伐等森林整備）を行い、健全な松林を育成し、その機能の維持を図るものとする。

伐採にあたっては、県が定めた「松くい虫対策としてのアカマツ伐採実施業指針」に定められた伐採方法、時期等に配慮し、伐採木が松くい虫の感染源にならないよう適切に行うものとする。

(ウ) 樹種転換の実施

被害が著しく成林の見込みがない松林や標準伐期齢に達した松林について、高度公益機能森林や地区保全森林への被害の感染源を除去するため、植生の遷移を考慮しながら、積極的に他の樹種へ転換（松くい虫抵抗性松を含む。）を図るものとする。

(エ) 松くい虫被害木の有効利用

松くい虫被害木は、現場状況に応じ、積極的に破砕（チップ化）処理による駆除を行い、製紙木質バイオマス燃料用としての利用を促進するものとする。

チップ以外に利用が可能な被害木については、用途に応じた長さに伐採するなど、計画的かつ適切な管理のもとで利用を促進するものとする。

(オ) 松くい虫枯死経過木

枯死後1年以上駆除されずに放置された被害木について、いわて環境の森整備事業等を活用

し、伐採及び整理を行い、人身被害及び家屋、施設等の損壊の未然防止並びに景観の保全を図るものとする。

イ ナラ枯れ被害対策の方針

被害未発生地域への被害の拡大を阻止するため、監視強化による被害木の早期発見と適切な方法により駆除を実施し、被害の拡大、定着を阻止するものとする。

(2)その他

森林組合、森林所有者等と連携をはかり早期発見に努め、健全な森林保全を推進する。

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

第1の1(1)において定める野生鳥獣以外による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策との連携を図りつつ、野生鳥獣との共存にも配慮するものとする。

適時適切な間伐の実施、広葉樹林や針広混交林等の多様な森林の維持造成を図るとともに、個体数調整等の実施状況を踏まえながら、防護柵の設置等による被害対策を実施する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、必要に応じ山火事防止巡視員の配置や、地元消防団との連携により、巡視・啓発活動を推進するとともに、背負い式消防水のうち軽可搬ポンプ等の初期消火機材の整備に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

病虫害の駆除のための火入れは、薬剤による駆除などの他の方法がない場合に実施するものとし、雫石町火入条例の規定に基づいて行うものとする。

5 その他必要な事項

県松くい虫被害対策推進大綱、岩手県松くい虫被害対策事業推進計画により被害対策を推進し、病虫害の蔓延のため緊急に伐採駆除する必要性が生じた場合等には、伐採を促進することにつき、町長が個別に判断するものとする。また、町有林監視員の巡回により、林道及び受益山林の山火事、風水害、病虫獣害その他災害の早期発見に努め、適切な措置を講ずることにより森林の環境保全を図る。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

雫石町として保健機能森林の区域指定は行なわないが、町内にある3箇所のスキー場や岩手山に通じる登山道、七ツ森林公園など保健機能を有する施設も多くあることから、保健・レクリエーション機能の維持増進を図れるよう多様な森林整備を推進する。

林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備 考
位 置	林班・小班・施業番号	合 計	人 工 林	天 然 林	無 立 木 地	竹 林	そ の 他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業区分	施業の方法
該当なし	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
該当なし		

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができるようにと認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積(ha)	備考
御明神	1～97、272～285	7,554.16	旧御明神村
雫石・西山	98～143、144～170、 171～191、271	4,133.83	旧雫石町、 旧西山村
御所	192～270	5,294.67	旧御所村

- (2) 森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべきものと定める。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、森林経営管理法に基づく経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、林業経営者は、経営管理実施権配分計画が公告された後、当該森林について、森林経営計画の作成に努めるものとする。

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
特になし				

注1 施設の種類の欄には、集落広場、用排水施設、健康増進施設等、その他名称を記載する。

注2 対図番号欄に1から1連の番号を記載する。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

- (1) 特用林産物

ア 原木しいたけ

町内では菌床しいたけの生産が盛んに行われ、原木しいたけについては生産者が年々減少しており、少数の農家が産直施設を中心とした販売を行っている。今後については新規生産者の掘り起こしや、後継者の育成を図るとともに、コナラやミズナラの山林の活用を図る為、原木きのこの生産技術の向上を図る等の方策を検討していく。

イ 木炭

町内での木炭の生産は、県内の他の地域と異なり、白炭の生産が中心となっている。生産者は年々高齢化しており、後継者の育成や生産技術の継承が課題となっていることから、その課題の解消に取り組むものとする。

(2) 木工芸品

町の木工芸品は、古くから伝わる木杓子や木工芸家の移住による家具の生産等が行われている。また、町内には林産物展示販売施設もあることから、その施設を活用しながら町産材による工芸品の生産拡大や新たな木工品の開発等に取り組むものとする。

(3) 町産材

町として公共施設の木造化の推進や個人住宅への町産材の利用促進を図ることで、町内の森林整備を進め林業の活性化を図れるよう「雫石町公共建築物等利用推進指針」（平成25年2月18日策定）により取り組むものとする。また、チップボイラーなど木質バイオマス利用施設の整備を推進することにより、未利用木材の利用促進に取り組むものとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

原生的自然から里山林・都市近郊林など二次的な自然まで一つの地域で多様な自然を持っている山村地域においては、経済効率優先の価値観から離れ、広大な空間を活用でき、森林をはじめとする自然と共生できるという価値を有する。

このことを認識して、地域住民や都市住民のニーズに応じた多様な森林を整備するとともに、豊かな自然環境を活かした多様な活動を行う場として、あるいは人間性を回復する場として、地域の特徴を生かせるよう整備及び利用を推進する。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類の	現 状 (参考)		将 来		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
七ツ森森林公園 (さえずりの里を含む)	雫石町 七ツ森	全体面積 183ha 駐車場 1ヶ所 休憩施設 3ヶ所 遊歩道 5,512m トイレ 3ヶ所 ベンチ 21基 作業施設 1ヶ所 展望台 2基 炊事場 1ヶ所	—	—	

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

緑の募金法に基づく「緑の募金」による寄付金の募集および寄付金を活用した森林整備の関係事業を、県緑化推進委員会と連携を図り、町民の理解と関心を深めながら積極的に推進する。

緑化推進事業の推進については、森林づくりに対するボランティア活動および地域交流活動の助長、緑の少年団活動の育成などを積極的に展開し、地域住民に対する緑化思想の普及、高揚に努める。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

森林の有する多様な機能を十分に発揮させ、森林の総合的利活用の促進を図り木材の生産から流通、加工までの一体的連携による産地化、銘柄化を図る。具体的には、造林、伐採などの事業量の安定確保、林業労働者の就労条件改善、森林組合など林業事業者の体質強化、高性能林業機械の導入などについて調整を行い、地域林業の活性化の基本的方向を検討し、今後の取り組みを総合的、計画的に推進することとする。

(3) その他

特になし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理権の設定状況

該当なし

(2) 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
該当なし			

7 その他必要な事項

- ・ 森林率の高い当町は、林業以外の施策をも含めた総合的な生活環境施設の整備を促進し、林業の担い手や町民がよりよい生活環境の中で豊かな生活ができる地域づくりが不可欠である。そのため、農業や観光業など他産業との連携による、活力と魅力あふれる住みよい環境づくりを推進する。
- ・ 森林病虫害や山火事などの災害を未然に防止するため、広報、防災無線、横断幕の利用およびパトロールなどを行い、地域住民に対する意識の高揚を図る。
- ・ 自然保護の観点から、ブナ原生林などの保護動植物については、関係機関との連携を図りつつ、その重要性を再認識しながら森林の管理経営を適切に実施する。
- ・ 町の総面積の約半分は国有林であり、森林の有する公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるためには国有林との連携、協調が不可欠であり、民国一体となった森林資源の維持造成に努めていくものとする。
- ・ 当町は観光業も盛んであるため、自然との調和も大切であり、高まりつつある森林愛護思想とふるさとの森林を守るという視点から「親しみのある町・雫石」を目指し、林業のイメージアップと緑の普及啓発活動を活発化し、町民のニーズに応じた森林整備を推進する。

- ・ 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を実施するものとする。
- ・ 盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。